

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宍 栗 市 長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍 栗 市 (2 8 2 2 7)	
地域名 (地域内農業集落名)	波 賀 町 安 賀 (波 賀 町 安 賀)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月21日 (第 3 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻を中心に作付けし、飼料用作物も栽培している。担い手に農地を集積し、団地ごとに集約することで、作業効率をアップしている。地域内の担い手は高齢化しており、後継者確保が課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者：安賀集落営農組合（担い手 5 人）、主な作物：水稻、飼料用作物

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の栽培を基本としつつ、飼料作物(青刈りとうもろこし)の栽培を継続する。集落営農組合で預かっている農地のうち、地域内の担い手が引き続き営農するほか、地域外の認定農業者及び新規就農者を受入れる。学校法人との都市農村交流（田植え、収穫体験）に加えて、新たに「体験型農園」を実施する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興区域のうち、圃場整備田とする

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
集落営農組合にほぼ集積・集約しているため、認定農業者や新規就農者の経営意向を踏まえ、スムーズな農地の継承を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
集落営農組合が主体となって農地の配分を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
飼料用作物の収穫は小池牧場が実施する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				